

子ども家庭部の配置を変える際に、子ども家庭部の各課が隣接するように求める陳情  
(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 191 号

受 理 年 月 日 平成 26 年 3 月 5 日

付 託 年 月 日 平成 26 年 3 月 19 日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 現在、子ども家庭部は、本庁舎の 2 階に児童女性課、保育課があり、  
3 階に子育て支援課と階が分かれて配置されています。そして、子ども家庭部では  
ありませんが、この 4 階には教育委員会事務局の学務課があります。この配置から  
感じるのは、0 - 3 歳児は主に 2 階、4 歳から就学前までは 3 階、学校に上がっ  
てからは 4 階という成長の階段です。その配置が悪いとは言いませんが、長く認証保  
育所と認可保育園の保育料補助金格差を訴えてきて感じたのは保育課と子育て支援  
課の距離です。

都市部での待機児童問題に国もようやく理解を示してきたようで、他区では保育  
園の基準が緩和された場合の新基準で認証を認可に変えられるか動いているという  
話も聞こえてきたりしますが、江戸川区ではまだそのような話を聞いていません。  
しかし、保育課と子育て支援課が隣り合っていれば、江戸川区においても聞こえて  
くるのではないかと思うのです。

ただ、このような憶測の為に配置を変えては予算の無駄遣いと言われても仕方あ  
りませんので、将来において、子ども家庭部の配置を変える必要が生じたときは、  
各課が同じフロアに配置できるように検討して頂きたいと思います。

つきましては、貴議会において、下記についてご審議頂きますよう陳情いたしま  
す。

#### 記

子ども家庭部の配置を変える必要が生じたときは、子ども家庭部に所属する各課が  
同じフロアになるよう検討し、フロアが分かれる場合はその理由を示すこと。